

【目次に掲載する件名】

金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第二十四号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百六条の三第二項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第一百六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十九年金融庁告示第四十八号）の一部を次のように改正し、平成三十年五月一日から適用する。

平成三十年四月二十五日

金融庁長官 森 信親

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社の特定関係法人)</p> <p>第二条 S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第五号)の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成三十一年十二月三十一日までとする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>四 略</p> <p>五 略</p> <p>六 略</p> <p>七 略</p> <p>八 略</p> <p>九 略</p> <p>十 略</p> <p>十一 略</p> <p>十二 略</p> <p>十三 略</p> <p>十四 商号又は名称 S&P Global Ratings Europe Limited</p>	<p>(S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社の特定関係法人)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 商号又は名称 S&P Global Ratings Italy S. R. L. 主たる事務所の所在地 Vicolo San Giovanni sul Muro 1/3/5, Milan, Italy 20121</p> <p>五 「同上」</p> <p>六 「同上」</p> <p>七 「同上」</p> <p>八 「同上」</p> <p>九 「同上」</p> <p>十 「同上」</p> <p>十一 「同上」</p> <p>十二 「同上」</p> <p>十三 「同上」</p> <p>十四 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

<p>主たる事務所の所在地 2nd Floor, 1-2 Victoria Buildings, Haddington Road, Dublin 4, Ireland Vicolo San Giovanni sul Muro 1/3/5, Milan, Italy 20121</p>	
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。